

除名処分に係る埼玉県知事の審決について

令和7年12月3日の三郷市議会本会議における、関根和也議員への懲罰（除名処分）に対し、このたび埼玉県知事より、本件除名処分を取り消す旨の審決が示されました。

（佐々木修議長コメント）

このたび、埼玉県知事から本件除名処分に係る審決が示されました。議会としては、この審決を真摯に受け止めております。

除名の議決につきましては、三郷市民を代表する議員として、議会の秩序保持及び品位保持の観点から、地方自治法等に基づき慎重な審議を重ねた上で行ったものです。

今回の審決では、議会とは異なる法的判断が示されました。一方で、本件の発端となった関根議員の議場における行為については、当時の議会として、議会の秩序及び品位に重大な影響を及ぼすものと判断したことに変わりはありません。関根議員には、議員としての自覚を持ち、責任ある行動に努めていただきたいと考えております。

今後も、議会の秩序及び品位の保持に努めるとともに、市民の皆様の負託に応える議会運営に努めてまいります。

＜この情報提供に関するお問い合わせ＞

・三郷市 議会事務局 議事課 菊池・伊藤 TEL048(930)7768